

6.10 景観

6.10.1 調査

(1) 調査項目

景観の調査項目は、「主要な眺望点の状況」、「景観資源の状況」、「主要な眺望景観の状況」とした。

(2) 調査方法

1) 主要な眺望点の状況

主要な眺望点の状況については、「第3章 3.1.6 (1) 1) 主要な眺望地点」のうち対象事業実施区域を視認可能と想定された「柵沢集落」、「北森駅」、「平館・平館田圃の畦道」について現地踏査及び写真撮影を実施して状況を把握した。

2) 景観資源の状況

景観資源の状況については、「第3章 3.1.6 (1) 2) 景観資源」で把握した箇所の確認のほか、対象事業実施区域周辺の現地踏査を行い、周辺に存在する景観資源の有無を把握した。

3) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望景観の状況については、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観について現地踏査及び写真撮影を実施し状況を把握した。

なお、写真撮影に使用した撮影機器は表 6.10-1 のとおりとした。

表 6.10-1 撮影機器

撮影機器	画角	水平角	高さ
レンズ交換式一眼レフレックスタイプ デジタルカメラ	35mm	0°	1.5m

(3) 調査地点及び調査範囲

「主要な眺望点の状況」及び「主要な眺望景観の状況」の調査地点は表 6.10-2 及び図 6.10-1 に示す 3 地点とした。

「景観資源の状況」の調査範囲は対象事業実施区域及びその周辺とした。

表 6.10-2 「主要な眺望点の状況」及び「主要な眺望景観の状況」の調査地点

調査地点	調査地点の選定理由
平館松尾・平館田圃の畦道	「いわての残したい景観」(視点場)に該当し対象事業実施区域方向を望む視点場
栴沢集落	対象事業実施区域のある谷口方向で最も近い集落
北森駅	不特定多数の人が集まる場所

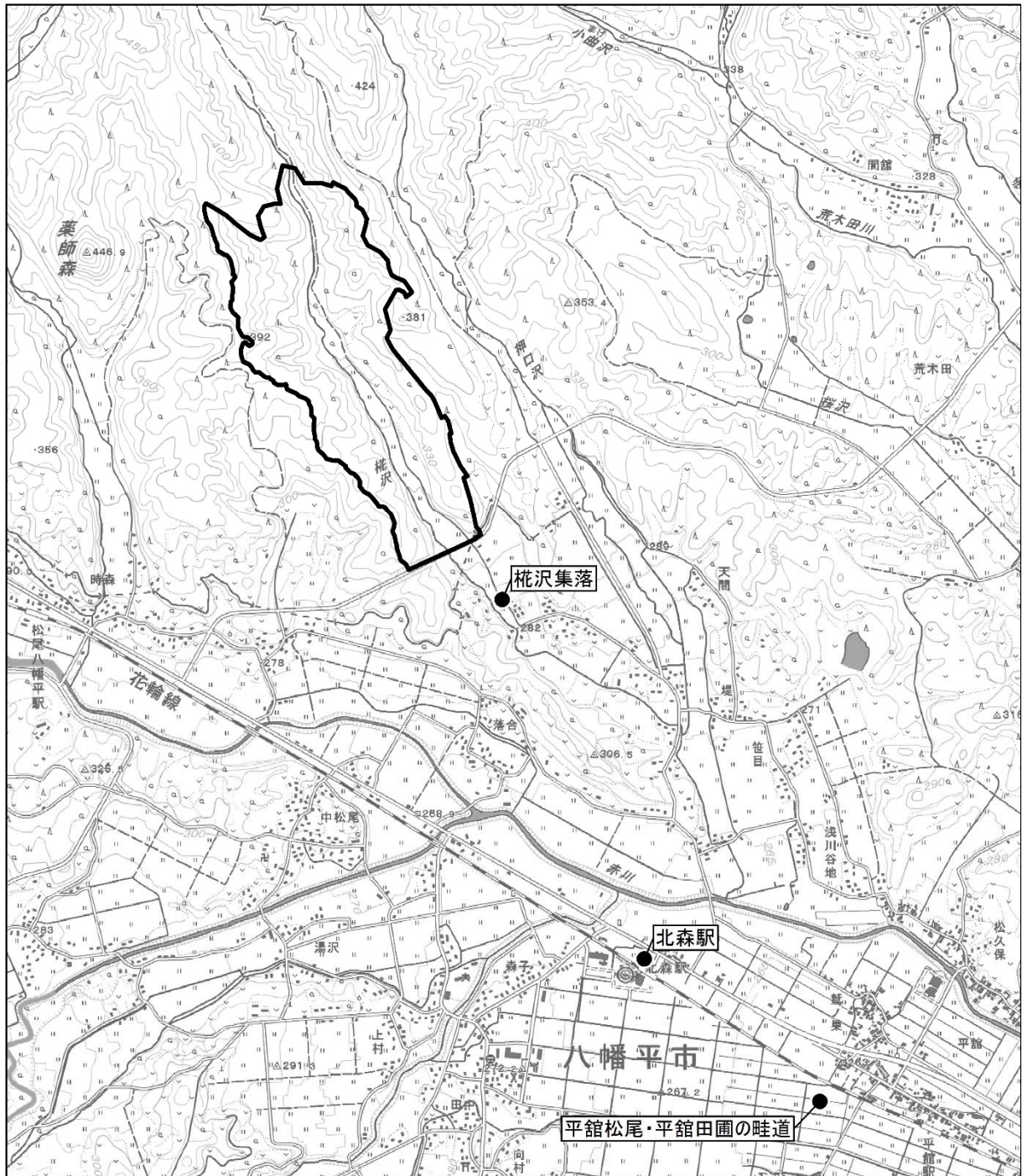
(4) 調査時期

主要な眺望景観の状況における写真撮影の時期は、春季、夏季、秋季、冬季の 4 回とした。

主要な眺望景観の調査時期を表 6.10-3 に示す。

表 6.10-3 主要な眺望景観の調査時期

時期	調査実施日
春季	平成 29 年 5 月 2 日 (火)
夏季	平成 29 年 8 月 4 日 (金)
秋季	平成 29 年 10 月 18 日 (水)
冬季	平成 30 年 1 月 29 日 (月)



凡例



対象事業実施区域



調査地点



1:25,000

0 250 500 1,000
m

背景図) 国土地理院「1/25,000地形図(平館)」

図 6.10-1 主要な眺望景観の調査地点位置図

(5) 調査結果

1) 主要な眺望点の状況

主要な眺望点の概況を表 6.10-4、写真 6.10-1 に示す。なお、対象事業実施区域を視認することができる地点は「柗沢集落」のみであった。

表 6.10-4 主要な眺望点の概況

主要な眺望点	概況
平館松尾・平館田圃の畦道	八幡平市平館、対象事業実施区域の南東約 3.3km に位置する。岩手県の取組みによる「いわての残したい景観」で県民から公募した視点場のうちのひとつである。周辺は耕作地に囲まれている。
柗沢集落	八幡平市平館、対象事業実施区域から南側約 1km の間に広がる集落であり、約 40 世帯で構成される。住居のほか、耕作地や森林が多くを占めている。
北森駅	八幡平市野駄、対象事業実施区域の南東約 1.9km に位置する。北森駅は八幡平市役所に直結しており、地域住民が日常的に利用する場所となっている。国道 282 号沿道であり、周辺は商店や耕作地が存在している。



写真 6.10-1 主要な眺望点

2) 景観資源の状況

本地域は、山地の樹林景観が広がる環境であり、小規模な農村景観や市街地景観が点在する。

なお、対象事業実施区域の近隣には特筆すべき景観資源は存在せず、かつ対象事業実施区域から望むことのできる景観資源も存在しない。

3) 主要な眺望景観の状況

各眺望点からの眺望景観を表 6.10-5～表 6.10-7 に示す。

主要な眺望点である「平館松尾・平館田園の畦道」や「北森駅」からは、丘陵地の起伏、民家や樹林地により、対象事業実施区域を視認することはできない状況であった。

最寄りの「柵沢集落」からは、対象事業実施区域を視認できるものの、大部分は樹林地に遮られ視認されない状況であった。

表 6.10-5 眺望景観の季節変化（平館松尾・平館田圃の畦道）




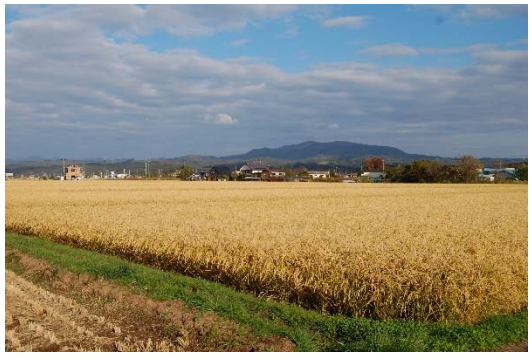

眺望景観		
<p>眺望地点から対象事業実施区域方向への眺望景観は、耕作地、民家、丘陵地によって構成されている。対象事業実施区域は民家及び丘陵地に遮られて眺望できない。</p>		
眺望景観の季節変化		
<p>春季（平成 29 年 5 月 2 日（火））</p>		<p>夏季（平成 29 年 8 月 4 日（金））</p>
		
<p>秋季（平成 29 年 10 月 18 日（水））</p>		<p>冬季（平成 30 年 1 月 29 日（月））</p>
<p>四季を通して対象事業実施区域方向の見通しに変化はない。</p>		

表 6.10-6 眺望景観の季節変化（柵沢集落）

眺望景観		
<p>眺望地点から対象事業実施区域方向への眺望景観は、耕作地、樹林地によって構成されている。対象事業実施区域は樹林地に遮られて大部分を眺望できない。</p>		
眺望景観の季節変化		
<p>春季（平成 29 年 5 月 2 日（火））</p>		<p>夏季（平成 29 年 8 月 4 日（金））</p>
		
<p>秋季（平成 29 年 10 月 18 日（水））</p>		<p>冬季（平成 30 年 1 月 29 日（月））</p>
<p>冬季は樹林地が落葉し、対象事業実施区域の谷部が透けて見える。</p>		

表 6.10-7 眺望景観の季節変化（北森駅）

眺望景観		
<p>眺望地点から対象事業実施区域方向への眺望景観は、耕作地、丘陵地によって構成されている。対象事業実施区域は丘陵地に遮られて眺望できない。</p>		
眺望景観の季節変化		
春季（平成 29 年 5 月 2 日（火））		夏季（平成 29 年 8 月 4 日（金））
		
秋季（平成 29 年 10 月 18 日（水））		冬季（平成 30 年 1 月 29 日（月））
<p>四季を通して対象事業実施区域方向の見通しに変化はない。</p>		

6.10.2 予測及び評価の結果

(1) 予測項目

予測項目は、施設の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源の変化及び主要な眺望景観の変化とした。

(2) 予測地域及び地点

予測地域は、対象事業実施区域が視認される「柵沢集落」とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の供用時とした。

(4) 予測方法

1) 主要な眺望点及び景観資源

事業計画をもとに、予測地域の改変の有無について定性的に予測した。

2) 主要な眺望景観

現地調査結果の写真からフォトモンタージュを作成し、視覚的な影響の程度について予測した。

(5) 予測結果

1) 主要な眺望点及び景観資源

本事業においては、施設供用後の廃棄物の運搬は市道土沢柵沢線及び市道新時森線から国道282号へ入るルートを通る計画である。対象事業実施区域の南側に位置する柵沢集落の通行はなく、眺望点としての柵沢集落への影響はない。

2) 主要な眺望景観

柵沢集落（対象事業実施区域から200m地点）で撮影した写真をもとに将来の施設を合成したフォトモンタージュ写真を図6.10-2～図6.10-5に示す。

柵沢集落から対象事業実施区域方向を望む眺望景観は、いずれの季節においても造成法面以外の大部分が手前の樹林地や管理用区画に遮られて視認できず、視野の改変割合は2.9%とごく一部にとどまる。また、構造物の敷地境界からのセットバックにより、スカイラインの横断や構造物の視認を回避している。

以上より、施設が主要な眺望景観に及ぼす影響は小さいと予測される。



現況（春季）



最終処分場の供用時（春季）

図 6.10-2 主要な眺望景観の予測結果（春季）



現況（夏季）



最終処分場の供用時（夏季）

図 6.10-3 主要な眺望景観の予測結果（夏季）



現況（秋季）



最終処分場の供用時（秋季）

図 6.10-4 主要な眺望景観の予測結果（秋季）



現況（冬季）



最終処分場の供用時（冬季）

図 6.10-5 主要な眺望景観の予測結果（冬季）

(6) 環境配慮事項の内容

本事業の実施においては、実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を低減させる環境配慮事項として、表 6.10-8 に示す施設前面の管理用区画の設置、造成法面の緑化を実施する。

表 6.10-8 環境配慮事項（最終処分場の存在）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	環境配慮事項の種類
施設前面の管理用区画の設置	施設の前面に管理用区画(盛土)を設けることで、施設外から施設内部が視認されないようにする。	低減
造成法面の緑化	造成法面を緑化することで、景観の変化が最小化されるようにする。	低減

(7) 評価

1) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境配慮事項の内容を踏まえ、景観への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減され、環境への保全についての配慮が適正になされているかを評価した。

2) 評価結果

本事業では、事業の実施により環境が損なわれる眺望点及び景観資源は周辺に存在せず、また、近隣の柵沢集落から望む眺望景観もほとんど変化しない。

さらに、事業の実施にあたっては、「6)環境配慮事項の内容」に示す、施設前面の管理用区画の設置を実施することで、最終処分場の存在による景観への影響を低減することができる。

以上より、最終処分場の存在による景観への影響については、低減が図られているものと評価する。